

基金情報

No.150

平成26年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskn.com>

平成26年度・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)	
事業所数(件)	217	0	年金掛金 調定額(円)	330,130,523	
加入員数(人)	男子	4,238	-29	年金掛金 収納額(円)	324,007,094
	女子	2,129	-21	年金掛金 収納率	98.15%
	計	6,367	-50	事務費掛金調定額(円)	7,674,300
平均標準給与月額(円)	男子	334,811	90	資産運用 信託資産額(時価)	282億3,647万円
	女子	231,613	85	修正総合利回り	2.57%
	計	300,304	158	ベンチマーク差	-0.02%
受給者数(人)	6,396	-14	慶弔金の支給件数・金額	23件32万円	
平均年金額(円)	526,759	434	年金相談件数	246件	

適用関係

「算定基礎届」のご提出ありがとうございました

平成26年度分の「算定基礎届」のご提出にあたり、お忙しい中、事業主の皆様ならびに事務担当者の皆様のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
当基金分の算定基礎届「確認(決定)通知書」につきましては、8月22日の発送を予定しております。通知書がお手元に届きましたら必ず決定内容をご確認ください。

【月額変更予定者】

算定基礎届ご提出時に8・9月の「月額変更予定者」として算定基礎の対象外だった方は、「月額変更届」を忘れずにご提出ください。また、月額変更予定者が月額変更の要件を満たさず「月額変更不該当」となった場合は、「算定基礎届」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

算定基礎届等の「確認(決定)通知書」について

ご提出された届書の通知書がすべてお手元に届いているか、決定内容に誤りがないかなど必ずご確認ください。
また、年金事務所・健康保険組合・基金それぞれの通知書の決定内容が一致しているかも、あわせてご確認ください。

算定基礎届にて決定された等級は、9月に決定され10月中旬にお送りする納入告知書から反映されますので、ご注意ください。

適用関係

厚生年金保険(国)の保険料率引き上げ

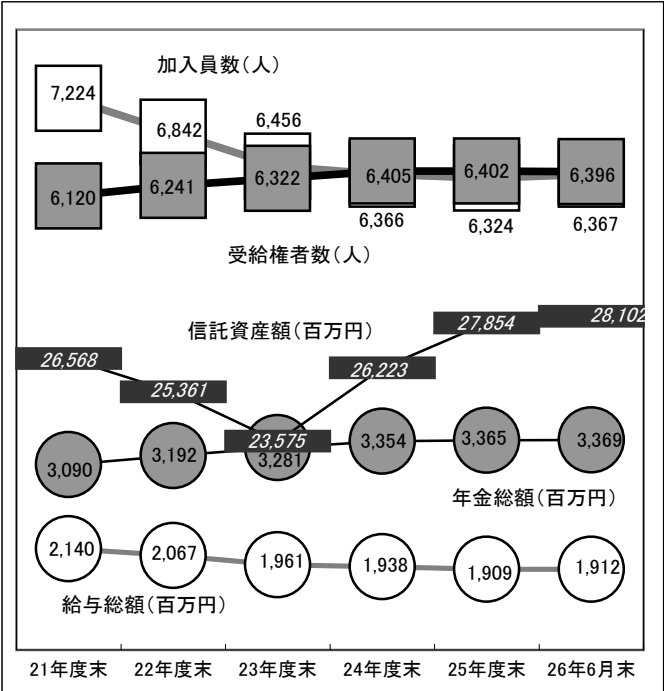
厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで上限を18.300%として毎年0.354%ずつ引き上げられることとなっており、本年も9月分の保険料(10月告知分)から17.474%(現行17.120%)となります。

当基金に加入している場合の厚生年金保険料率は17.474%のうち3.8%(免除保険料率)は基金に納め、残りの13.674%(現行13.320%)を国(年金事務所)に納めることとなります。

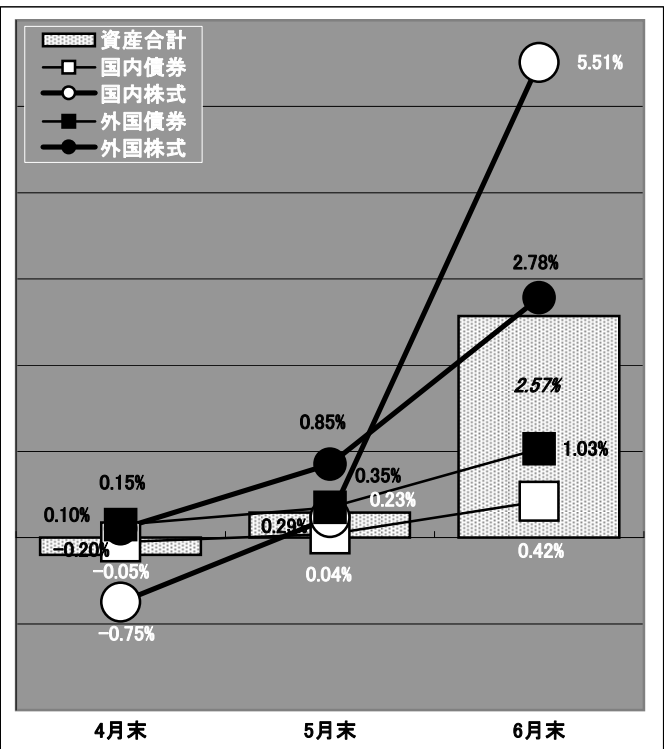
引上げ年月	平成26年9月～	平成27年9月～	平成28年9月～	平成29年9月～
料率	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%
当基金加入料率	13.674%	14.028%	14.382%	14.500%

この引き上げに伴う当基金の掛金率の変更はありません。等級別の保険料は「掛金額表(平成26年9月1日改訂版)」をご覧ください。変更後の保険料率で計算された保険料は、平成26年10月中旬に年金事務所から送付される納入告知書から反映されます。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方が閲覧いただけるようご配慮の方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・6月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 7月分の掛金納入期限は、平成26年9月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

8月の予定

- 15日 告知書(7月分)発送
(平成26年9月1日改訂版「掛金額表」同封)
- 22日 算定基礎届「確認(決定)通知書」送付

※ 8月分の適用関係書類の切は9月5日です。